

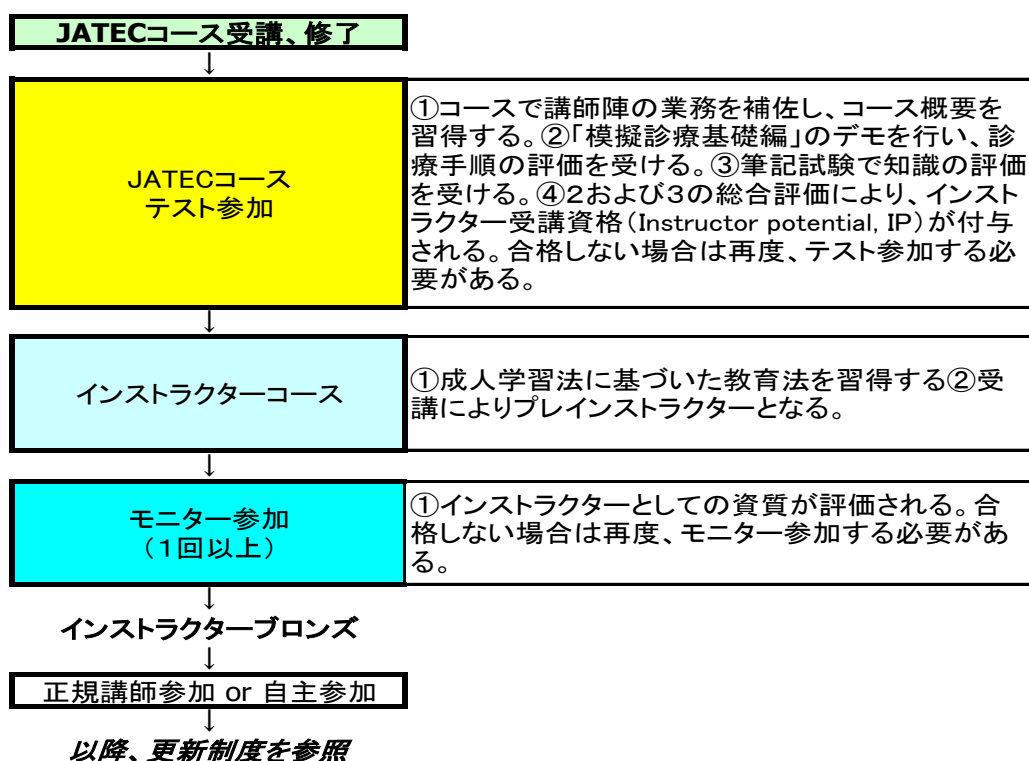
【JATEC コースインストラクター制度】

1. インストラクター（ブロンズ）認定の要件

JATEC コースのインストラクターは「外傷初期診療ガイドライン」を熟知し、JATEC コースの普及に熱意をもつ医師であることを前提とする。インストラクター（ブロンズ）の認定を取得するには JATEC コースを受講、修了し、以下の課程を経なければならない。同時に、NPO 法人日本外傷診療研究機構（以下、NPO JTCR）に入会する必要がある。

2. JATEC インストラクター認定までの流れ

JATEC インストラクター（ブロンズ）資格取得までの過程



1) JATEC コースを受講、修了
JATEC コースを修了する。

2) JATEC コースにテスト参加し、IP 資格を取得

JATEC インストラクターを希望する者は、まず JATEC コースにテスト参加し、Instructor potential (IP)を取得しなければならない。テスト参加は JATEC インストラクターとして必要な知識、技能等の評価を受け、JATEC インストラクター業務を体験することを目的とする。

インストラクター受講資格 (IP) は模擬診療と筆記試験の総合評価により付与されるが、合格しない場合は再度、テスト参加する必要がある。

なお、JATEC コース受講からテスト参加までの有効期限は当面設けない。

3) JATEC インストラクターコース修了によるプレインストラクター資格取得

JATEC インストラクターコースの受講には IP 取得が必要である。インストラクターコースは成人学習法に基づく教授法を習得することを目的とし、コース修了によりプレインストラクターの資格が与えられる。インストラクターコースは「外傷初期診療ガイドライン」が習熟できている前提で研修が進められる。

なお、2005 年 12 月までの旧コース受講による旧 IP 取得者*は、テスト参加により新制度での IP を再取得する必要がある。<* : 4.-4)-(3)も参照すること>

4) 所属グループの決定

JATEC インストラクターコースを修了した時点で今後活動する JATEC コースにおける所属グループを決定する。プレインストラクターは NPO JTICR 加入により、教材の閲覧と情報の共有が可能となる。

5) JATEC コースにモニター参加し、インストラクター資格を取得

プレインストラクターは JATEC コースにおいて所属グループの一員として「モニター参加」し、インストラクターとしての資質を評価され、一定の基準をもってインストラクター（ブロンズ）に認定される。

6) NPO JTICR 加入にてインストラクターとして認証される

3. JATEC インストラクター区分（表）

現在、JATEC インストラクターはインストラクターブロンズ、インストラクターシルバーに区分される。

インストラクターシルバーは日本救急医学会と日本外傷学会の会員で、JATEC コースの指導を 4 回以上行い、JATEC コースにおいて各ステーションの責任者としてふさわしい者とする。取得規定は別途定める。

インストラクター種別	資質目標	NPO 会員	日本救急医学会会員	日本外傷学会会員	必要参加回数の目安	グループ責任者の認可
ブロンズ	最低一つのグループで指導ができること	要	—	—	—	—
シルバー	グループ責任者、またはステーションの責任者となる能力を有すること	要	要	要	ブロンズとして4回以上	必要

4. JATEC インストラクター資格の更新について

1) インストラクター資格の更新には、インストラクター資格取得後、2 年間で 4 回以上の指導経験（自主参加を含む）を有さなければならない。

更新期日は、取得月の翌月より 24 ヶ月を経過した後初めて迎える誕生月の月末とし、以降は 2 年毎の誕生月月末を更新日とする。新しい規約は、2011 年 4 月 1 日以降に資格を取得した者から適応する。

なお、2011 年 3 月 31 日以前に資格を取得した者については、従来の規定による資格更新期限（2 年後の年度末）を過ぎて初めて迎える誕生月の月末まで期間

を延長する（参考例）。

なお、更新に必要な参加記録の取得月について、月をまたいで開催されるコースは2日目の月として取り扱う。

- 2) JATEC インストラクター資格を失効後に JATEC インストラクター資格取得を希望する場合はテスト参加における評価を受ける必要がある。

3) 更新に関する規定

留学、病気、出産等により更新資格であるインストラクター参加を満たせない場合、

- (1) 1年未満なら、申請により1年間、更新を猶予する。
(2) 1年以上なら、申請と復帰後のモニター参加で資格更新の機会を設ける。

なお、NPO JTCR 休会届けにより、その期間の年会費の徴収を免除する。

4) 本制度導入時の暫定措置について

- (1) 旧制度のインストラクター：制度改定時期（2005年12月～2006年3月）に資格更新ができなかった旧制度インストラクターは、テスト参加での認定により更新を認める。インストラクターコース受講、モニター参加は免除される。

ただし、この規定は2008年3月末までとする。

- (2) 旧制度のプレインストラクター：改訂コース開始（2006年3月）までにプレインストラクターとなるも、インストラクター資格が未取得のものは、テスト参加での認定によりモニター参加の資格（新制度プレインストラクター）が与えられる。この場合、インストラクターコース受講は免除され、モニター参加での認定によりインストラクター資格が与えられる。

ただし、この規定は2008年3月末までとする。それ以降はテスト参加からはじめ新制度の規定に沿うものとする。

- (3) 旧制度のIP取得者およびコース受講者：旧制度のJATECコース（2005年12月まで）を受講したもので、新制度インストラクターを希望する場合は、テスト参加から開始し、以降、新制度の規定に沿うものとする。

なお、JATECコース受講からテスト参加の期限は当面設けない。

5. NPO法人日本外傷診療研究機構への入会について

インストラクター資格の認定、および更新にNPO JTCRへの参加は必要条件である。

モニター参加でJATECのインストラクター資格の認定を受ける前に、JATECに関する諸活動に賛同するとの主旨でNPO JTCRへ参加することが望ましい。とくに、プレインストラクター資格取得を機会に入会することを推奨する。

なお、NPO JTCRの加入問い合わせ先は以下。

〒164-0001

東京都中野区中野二丁目2番3号 (株)へるす出版事業部内

特定非営利活動法人 日本外傷診療研究機構

FAX：03-3380-8627

e-mail：jtcrc-info@jtcrc-jatec.org

平成16年1月より施行

平成17年6月より施行

平成 18 年 4 月より施行

平成 22 年 12 月 1 日第 4 条「JATEC インストラクター資格の更新について」第 1 項、「更新期日は、取得年度の 2 年後の年度末とする。」の箇所を改定

参考例：

①インストラクターA

- ・2004年8月にインストラクター資格取得
(2006年2月に新制度に引き継ぎ、2008年3月末日、2010年3月末日に更新)
- ・誕生日：2月18日
- ・資格有効期限：2012年3月31日→2013年2月末日

②インストラクターB

- ・2006年8月にインストラクター資格取得(2009年3月末日に更新)
- ・誕生日：3月1日
- ・資格有効期限：2011年3月31日→2012年3月31日

③インストラクターC(規約改訂後資格取得)

- ・2011年5月10日資格取得
- ・誕生日：5月3日
- ・資格有効期限：2014年5月31日